

PL Report <2013 No.8>

国内の PL 関連情報

洗濯機による事故の防止について

(2013 年 8 月 29 日 製品評価技術基盤機構)

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、NITE）は 8 月 29 日付にニュースリリースにより、過去 5 年間の洗濯機の事故情報の分析結果を報告するとともに、事故発生件数に明らかな減少傾向が見られないことから使用者に注意喚起を行った。

NITE の報告によれば、平成 20～24 年度の 5 年間の洗濯機の事故発生件数は、合計 266 件に及び、過去 3 年間の事故発生は 43～45 件前後で推移している。発生件数の約半数が「製品に起因する事故」である一方、「誤使用や不注意による」と判断された事故も 39 件と全体の 15%弱を占めており、次のような 2 種類の事故が多く発生している。

- ① 乾燥時に、衣類等に残留していたオイル等が乾燥に伴う酸化熱により自然発火した。
- ② 脱水時に、脱水槽の回転が停止しないうち手を入れ洗濯物が巻き付き負傷した。

これらの事故のうち、①の乾燥時の自然発火では建物等の焼損に至る重大事故報告の火災にまでは至っていないものの、②の脱水時の事故では 9 名が重傷（一か月以上の治療や後遺症）を負っている。

NITE では、この他にも「電線コードが折れ曲がったまま使用して断線、発火にいたる」、「エラー表示を無視して使用を続けることによる事故の発生」および「洗濯機での使用が禁止されている防水性の衣類等や容量を超える洗濯物の洗濯・脱水による振動発生、破損」等についても注意喚起を行っている。

ここがポイント

NITE の報告には、5 つの異なる原因により発生した「誤使用や不注意による」事故例が記載されていますが、ここでは、発生件数と被害の程度も踏まえ、“脱水槽が停止しないうち手を入れて洗濯物が巻き付き重傷を負う”事故についてとりあげます。

本件のような洗濯機の脱水槽による事故については、過去においても様々な形で注意喚起等がなされており、例えば、2006 年 10 月には国民生活センターより、主婦の脱水槽による指切断事故を受けた注意喚起「洗濯機の脱水槽への巻き込まれに注意！一右手薬指切断の事故もー」（以下「注意喚起」）が発せられ、また同時期には、国民生活センターの発表に基づき「脱水槽で指切断、過去 10 年で 7 件」（2006 年 11 月 8 日付東京読売新聞）など、マスコミでも多数とりあげられました。このことから、同種の事故は、今回の NITE による報告対象期間（2005 年～2012 年）以前においても、恒常的に発生していたと見られ、このような状況も踏まえ、経済産業省により電気洗濯機に関する技術基準が改正（2010 年 9 月 1 日施行）され、洗濯機や脱水機の脱水槽のふたにロック機構を設けることが義務付けられた経緯にあると考えられます。

2006 年の注意喚起にもあるように、技術基準の改正以前は、脱水槽による同種事故に対する安全対策として、①ふたにロックがかかり、回転が停止してからロックが解除されるタイプ（以下「ロック機構タイプ」）と②動作中にふたを開けた場合に一定時間以内にブレーキ機構等によって脱水槽の回転を停止させるタイプ（以下「ブレーキ機構タイプ」）の両方が

認められ、市販されている製品にも両タイプが並存している状況でした。

消費者のニーズ（洗濯中に洗濯物を追加したい等の使い勝手）やコスト面、センサー等を含む部品の耐久性その他、ブレーキ機構タイプの採用には相応の理由があったと考えられます。しかし、脱水槽の安全対策面でロック機構タイプの優位性は明らかと考えられ、過去より指切断を含む重大事故が相当数発生していたことも踏まえれば、法令改正以前の段階で、関係事業者において、ロック機構タイプの積極的な採用について、より前向きな検討があり得たとも考えられます。

製造事業者は、製品の開発・設計段階において、当該製品について合理的に予見可能な誤使用を含め、様々な使用環境における危害の可能性の洗い出し（リスクアセスメント）を実施し、必要な対策を実施することが求められます。この際、関係法令等の遵守は前提となりますが、一般に、製品安全に限らず法令等の改正は、様々な関係者のコンセンサスに配慮する必要があります。市場実態を後追いする傾向があるといわれます。製造事業者としては、法令を踏まえつつも頼りすぎることなく、事故や苦情など市場における様々な情報を踏まえ、主体的にリスクアセスメントを実施し、製品の安全対策に反映させることが重要となります。

柔軟剤のにおいて体調不良 頭痛、せきの訴えが急増

(2013 年 9 月 20 日 共同通信)

国民生活センターによると、洗濯した衣類を柔らかく仕上げる柔軟剤ののにおいに、全国の消費生活センターなどに寄せられる相談数が増加していることが明らかになった。

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に寄せられた柔軟剤ののにおいに関する相談は、2008 年度の 14 件から 2012 年度の 65 件に急増した。なかでも危害情報（商品・役務・設備に関して、身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けたという相談）が 2008 年度の 3 件から 2012 年度の 41 件に急増していること、相談者が使用したものでなく隣家などの他人が使用した柔軟仕上げ剤ののにおいについての相談が多く寄せられていることが注目される。具体的症状は、「柔軟剤ののにおいで気持ちが悪くなった」、「咳が止まらなくなった」、「頭痛や吐き気がする」など。

国民生活センターでは、消費者に対して、臭気の快・不快の感じ方には個人差があることに留意して使用することを指摘し、業界団体「日本石鹼洗剤工業会」に対しては、においが与える周囲への影響について配慮を促すような取組（商品の注意表示や啓発活動など）を行うよう要望した。

ここがポイント

本件に関して国民生活センターが発表した報告書「柔軟仕上げ剤ののにおいに関する情報提供（以下「本レポート」http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130919_1.pdf）にもあるとおり、日本石鹼洗剤工業会が 5 年ごとに行っている「洗濯実態調査」によると、柔軟剤の販売量および使用者数は増加傾向にあります。「2010 年洗濯実態調査」によると、洗濯の際の柔軟剤使用量は、洗濯物の量に合わせた柔軟剤量を使用している消費者の割合が約 2 割に対して、16%の消費者が洗濯物の量に関係なく計量せずに適当な量を使用し、23%の消費者が標準使用量の 2 倍以上を使用しているという実態が明らかになっています。

また、本レポートの中で、消費生活センターの依頼による実験結果として、「洗濯物を干した際の室内空気質の状態をみるため、強い芳香のある柔軟仕上げ剤、微香タイプの柔軟仕上げ剤を使用した場合、そして柔軟仕上げ剤を使用しない場合について、室内空気中の総揮発性有機化合物（TVOC：Total Volatile Organic Compounds）を調べ、その結果、柔軟仕上げ剤を使用しない場合と微香タイプの柔軟仕上げ剤を使用した場合ではそれぞれ約 20 μ g/m³ 上昇したが、強い芳香のある柔軟仕上げ剤を使用した場合では約 70～140 μ g/m³ 上昇した」

旨が報告されています。

一方、一般に化学物質に対する個人の反応については個人差が相当程度あり、まして「に
おい」のように、個人の嗜好が影響するものについては、個人差がさらに大きくなることが
考えられます。本レポートに記載の事例（においのある柔軟仕上げ剤使用によりせきが止ら
なくなり、メーカーの指示により医師の診察を受けたが、アレルギー反応も低く、結局原因
不明で複数の薬を処方されたなど）からもわかるとおり、柔軟剤のにおいと消費者の気分が
悪くなった等の症状の因果関係については、はっきりとは解明ができていない状況です。

このように、柔軟剤により症状が発生する科学的・医学的因果関係は解明されていません
が、においのある柔軟剤の使用者や近隣者等から苦情が発生し、かつ増加していることは事
実であり、他の要因は考えられないことから、事業者としては、少なくとも、本レポートに
おける国民生活センターによる指摘や要望を正確に把握し、これらを踏まえた上、使用方法
や使用時の留意点に関する指示警告の改善など、柔軟剤の使用者に対して一層の啓発を進め
る取組が重要となります。

給食にコバエが数百匹 小中 20 校の給食中止に

(2013 年 10 月 9 日 毎日新聞)

岐阜県関市教育委員会は、本年 10 月 9 日、同市学校給食センターの調理器具などから数百匹の
コバエが見つかったと発表した。市教委は、センターが調理する市内の小中学校 20 校、約 8,000
人分の給食の提供を中止した。

市教委によると、女性調理員が 9 日午前 10 時ごろ、調理前の釜の中に体長 1 ～ 2 ミリのコバ
エ約 10 匹がたまっているのを見つけた。調理台やトレイなどにも付着していた。ほとんどが死骸
だった。網戸などの隙間から侵入したとみられている。

ここがポイント

一般に、大量調理施設においては、厚生省策定の「大量調理施設衛生管理マニュアル」や
「セントラルキッチン／カミサリー・システムの衛生規範」等を参照しつつ、昆虫等の有害
生物の管理（ペストコントロール）を行っています。しかしながら学校給食に限らず、ハエ・
クモ等の虫の混入事故は後を絶たず、頻繁に発生しています。

有害生物自体に毒性はなくとも、それに付着した微生物等により食品が汚染され、加熱後
に有害生物が接触し微生物が増加することによる食中毒や、加熱によっても微生物由来の毒
素が残り食中毒に至るケースも想定されるため、ペストコントロールはヒトや施設の衛生管
理と同じように重要です。

一般に、ペストコントロールは外部侵入の観点と内部発生観の 2 つに大別され、また、
それぞれに、①環境的対策、②物理的対策、③化学的対策が考えられます。下表に具体的
な対策の一部を示します。

対策分別	外部からの侵入	内部における発生
①環境的対策 (有害生物の生息しがたい環境整備)	■ 構内道路や駐車場、側溝の水たまりの排除による有害虫の発生予防 ■ 構内のグリーンベルトの手入れによる有害生物の発生予防 ■ 低誘虫光源による誘虫予防	■ 掃除や洗浄の徹底による有害虫の餌の断絶 【留意点】 ・掃除ゴミが誘虫原因とならないように管理が必須
②物理的対策 (空気量の制御や捕虫器等の設置)	■ 製造室の陽圧化(空气の排出量よりも吸入量を多くする)による飛来虫の侵入防止 【留意点】 ・換気により排出した空気とほぼ同量の空気が他の場所から流入するため、吸入空気を制御しない場合は流入空気の衛生度や流入箇所を確認	■ 捕虫器等の設置による有害虫の捕捉 【留意点】 ・定期的なメンテナンス(鼠・虫等の死骸にウジ・カビの発生を防止) ・取付け位置(発光による捕虫器を窓側に向けてると誘虫作用となり逆効果)
③化学的対策 (薬剤による殺虫)	■ 構内外への除草剤・殺虫剤散布による有害虫の削減、発生予防 【留意点】 ・除草剤・殺虫剤の製造室内への流入有無の確認	■ 有害虫のライフサイクルに合わせた殺虫剤の散布(成虫の殺虫後に孵化した幼虫の殺虫) 【留意点】 ・散布した殺虫剤の残存の確認

さらに、上記の具体策の効果を高める観点から、施設の衛生度に関するゾーニングを明確にした上で、ヒト・モノ(空気・水含む)の流れを図化することが推奨されます。これにより、有害生物の侵入経路を把握することが可能になります。また、定期的なモニタリングをルール化するとともに、捕獲した有害生物の生態を調査し、調査結果を対策に反映させることにより、より効果的な対策を実施することが可能となります。

なお、上記はペストコントロールの一般的な対策例であり、食品関連企業においては、これらを参考にしつつも、ペストコントロールに関する自社の現状や課題を十分に把握した上、これらに応じた適切な対策を進めることが望まれます。

海外の PL 関連情報

カナダ政府が特定のカーボンナノ物質使用の報告義務を公表

カナダ環境省(Environnement Canada)は、本年8月24日、ナノ物質の一種である多層カーボンナノチューブの産業上の使用又は輸入について、以下に該当する事業者に対し、製造又は輸入の90日前までにカナダ環境省に対する報告義務を課すことを公表※した。

※ <http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2013/2013-08-24/html/notice-avis-eng.html>

①以下製品に関する年間100kgを超える対象物質(注)の使用

- ・消費者用製品(硬質プラスチック製品を除く)
- ・6歳以下の子供向け製品

②年間10000kg以上の対象物質(注)を製造又は輸入する事業者

(注)短く、絡み合う性質の多層カーボンナノチューブ(short tangled multi-walled carbon nanotubes)であり、物性について一定の条件が定められている。(90%以上が元素炭素(elemental carbon)で構成、長さが0.09~10マイクロメートル(1mmの1/1000)など)

ここがポイント

今回カナダ環境省により報告義務が課された多層カーボンナノチューブに関しては、産業上様々な有用性が説かれる一方で、一部の科学者等から、物性がアスベストに似ているため、肺疾患リスクなど人体へ有害である可能性についての指摘がなされていますが、有害性について科学的に完全な実証がなされているとはいえない状況です。

このような状況において、今回、カナダ環境省が同物質の使用に関する報告義務に踏み切ったのは、ある意味で、同物質による被害が生じる可能性を考慮し、「予防的アプローチ」の観点から実施したものと考えられます。予防的アプローチの趣旨は、「発生が疑われる危害が、重大なものであったり、取り返しのつかない事態を招くものであれば、たとえ科学的に十分な証明がなされていなくても、より安全な社会を作るために、製品単位や企業単位ではなく社会的視点から費用対効果の高い対策を講じることが望ましい」との考え方であり、「ISO26000 組織の社会的責任 6.5.2.1.原則」などにおいても同趣旨が規定されています。

今回のカナダ環境省の公表においても、「同物質は、規制対象物質のリストにはないが、同物質について著しい新たな使用等（significant new activity）により有害性が生じるおそれがあるため、カナダ環境保護法に基づき発する措置」である旨が謳われており、同物質について、今後、有害性の調査・検討を含め、具体的な監視を強めていく姿勢が伺えます。

なお、製造事業者等は、製品の開発・設計段階において製品による危害について検討（リスクアセスメント）を実施することが必要ですが、「予防的アプローチ」については、先ごろ ISO より公表された製品安全に関する国際標準規格である「ISO10377（消費者製品安全-供給者のためのガイドライン）」においても、リスクアセスメントを含む製品の安全性を検討する際に考慮すべき考え方として言及がなされています。

このため、事業者がリスクアセスメントを実施する際には、「予防的アプローチ」の観点も踏まえ、例えば、新たな物質や技術等を採用する場合などで当該物質や技術によるリスクが万一顕在化した場合に重大な危害（の可能性）が想定されるような場合、当該リスクについて必ずしも危害発生の科学的証明が十分でない場合にも、より慎重な情報収集と検討を行う姿勢が期待されます。

米国法改革協会が賠償責任コストの国際比較レポートを公表

米国商工会議所が運営主体の米国法改革協会（ILR：U. S. Chamber Institute for Legal Reform）は、本年7月、米国及び諸外国における賠償責任コストの国際比較レポート（以下「本レポート」）を公表※し、その中で、米国の事業者は平均的な欧州諸国に比べ2.6倍、日本・中国に比べ5倍超の賠償責任コストを負担している旨を指摘した。

※ International Comparisons of Litigation Costs

http://www.instituteforlegalreform.com/uploads/sites/1/ILR_NERA_Study_International_Liability_Costs-update.pdf

ここがポイント

本レポートは、主として対象国において企業により支払われた賠償責任保険の保険料総額等のデータに基づき、各国で事業を展開する事業者が賠償責任を負うリスクに対して負担しているコストを推定し、各国のGDPに占める割合を比較したものです。賠償責任は、製品に関するもの（製造物責任、リコール）のほか、一般賠償、労働災害など企業活動全般を対象としており、各国別の数値は以下のとおりとなっています。

<賠償責任コストの GDP 対比（本レポートに基づき作成）>

(%)			
米国	1.66	フランス	0.56
カナダ	1.19	デンマーク	0.46
英国	1.05	ポルトガル	0.43
アイルランド	0.78	ベルギー	0.42
イタリア	0.77	オランダ	0.40
ドイツ	0.68	日本	0.30
スペイン	0.67	中国	0.29
ブラジル	0.60		

訴訟や弁護士数の多さ、陪審員制度等による賠償金額の高騰など、企業にとって米国における訴訟関連コストの高さについては、かねてより指摘されてきたところですが、本レポートによりこのことが実際のデータとしても明らかになったといえます。

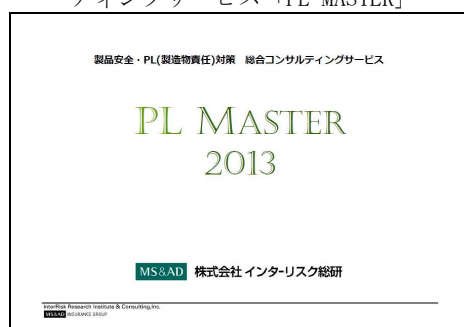
本レポートでは、賠償責任コストの国ごとの違いについては、制度・訴訟環境との相関が高く、特に、判例法（common law）に基づく法制度の方が制定法（civil law）に基づく法制度よりも賠償負担が大きく、また、人口当たりの弁護士数と賠償責任コストに強い相関があるとしています。これら要素を兼ね備える米国のコストが恒常的に高い一方で、2008 年以降、英国、ドイツ、デンマークなどでも、年間 13%～25%のペースで賠償責任コストが上昇しており、米国を追従する傾向が見られるなど、興味深い指摘がなされています。

いずれにしても、国際的な事業展開を行う企業にとっては、海外における賠償責任リスクの高さについて、改めて認識させられるデータのの一つといえます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサル
ティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 コンサルティング第一部 CSR・法務第一・第二グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2013